

# 富良野市情報共有と市民参加のルール条例 説明資料

富良野市総務部企画振興課

平成 17 年 7 月

平成 21 年 4 月改正

## ルール条例の基本的な考え

- < 目的 >      あるべき姿・・・住んでいて良かったと実感できるまち
- めざすべき目標・・・市民と市がともに考えともに作りあげるまちづくりの実践
- 目標達成の手段・・・情報の共有と市民参加の手続きのルール化

### < 基本原則 >

#### 情報は市民のもの

(積極的な情報提供・共有)

#### 市民の意見を反映

(効率化も配慮)

#### 市の説明責任

(企画決定過程のわかりやすい説明)

### 情報の共有

#### 情報共有が市民参加の基本

- \* 広報誌      \* ホームページ
- \* 市民説明会      \* 市民講座 (出前講座)
- \* その他 (コミュニティ FM ラジオなど)

### 市民参加手続

#### 市民参加手続の方法

- \* 市民政策提案手続
- \* パブリックコメント手続
- \* ワークショップ
- \* 意見交換会
- \* 審議会等
- \* 公聴会
- \* その他 (アンケートなど)

## 市民参加手続の基本的な考え

誰が？（参加主体）

「市民」

（市民とは市内に住む人、働く人、学ぶ人、市内に事務所等を有する法人又は団体）

いつ？（参加時期）

「企画～決定」までの間。市民の意見を反映できる適切な時期。

どんなことに？（参加対象）

「市の仕事」

資料1  
参照

資料2  
参照

どんな方法で？（参加方法）

市民政策提案手続

パブリックコメント

ワークショップ

意見交換会

審議会等

公聴会

その他

公表・公開の原則

< 応答責任の明確化 >

「会議録（検討過程・検討結果・結果の理由）の公表」

「会議の原則公開」

ただし、個人のプライバシー等に係わること等は公表しません。

参加しやすい環境づくり

「開催日時等の設定へ配慮」

「託児の実施」

## 市民参加手続をする「市の仕事」とは

- 市の計画の策定と変更・・・ 総合計画、地域福祉計画などをつくる時変えるとき
- 条例・規則の制定と改正・・・ 市民が負担する料金の額や、市民の権利・義務・役割を決める条例・規則をつくる時、変更するとき
- 施設の建設・・・・・・・・・・ 市の庁舎や学校、道路などの規則で定める施設や総事業費5000万円以上の施設をつくる時、建設計画を変えるとき
- 行政指導の内容決定と変更・ 道路の幅員を市が独自に設定するなどの行政指導を行う場合、その行政指導の内容を決めるとき、変えるとき
- 法人への出資・・・・・・・・・・ 第3セクター設置などの法人へ100万円以上の出資するとき
- その他市民の関心が高い・市民生活に大きな影響のある市の仕事
  - ・・・ 市の功労者の決定、団体への補助を決定するときなど

## 市民参加手続の「方法」とは

市民政策提案手続・・・市民が自ら市に対して政策を提案することで参加する方法

パブリックコメント手続・・・市の原案に対して意見を提出して参加する方法

ワークショップ・・・自由な論議で市民意見の方向性を出すことで参加する方法

意見交換会・・・市と市民又は市民同士の自由な意見交換に参加する方法

審議会等・・・審議会等の検討組織に市民委員（公募含む）として参加する方法

公聴会・・・対立する意見等を公開の場で聴くこと（述べること）で参加する方法

その他・・・市民アンケート、公募・アイデア募集、モニター制度、縦覧による  
意見書など上記 ～ 以外の方法で、より効果的な参加の方法

この他「市民からの要望・苦情等」についても、この条例の目的に合うものは市民参加手続と同様に扱う。

## ルール条例の実効性を確保（実践を通じた市民参加）

### < 管理体制 >

#### 市民参加制度調査審議会の設置

- ・ 市民参加の状況を毎年チェック（評価）
- ・ ルール条例の改正（自主的な条例改正も提案可能）
- ・ 組織構成 11人

学識経験者・団体推薦者・公募市民（4人以内）・市職員（2人以内）

任期は2年3期まで 男女比率4割（男女いずれも4割を下回らない。例：男6：女5）

### < 状況報告 >

「今年度の市民参加予定事業」と「前年度の市民参加の結果」を公表

### < 制度の見直し >

随時見直しをかける「育てる条例」として、制度の改善を図る

制定後3年ごとに制度の見直しを実施